

麻薬のしおり

（研究施設用）

令和7年1月改訂版

千葉県健康福祉部薬務課

目 次

麻薬取扱い自己チェックリスト	(1)
第1 麻薬研究者	(2)
第2 取扱い	
1 管理及び保管	(3)
2 帳簿	(4)
3 年間届	(6)
4 譲り渡し及び譲り受け	(9)
5 譲受証及び譲渡証	(10)
6 廃棄	(12)
7 事故	(13)
8 ジアセチルモルヒネ及び麻薬原料植物	(15)
第3 免許申請等手続き	
1 免許申請	(16)
2 免許証の記載事項の変更	(19)
3 免許証の再交付	(20)
4 免許の返納	(20)
5 業務廃止	(21)
6 免許が失効した場合等の措置	(22)
第4 監督	(23)
第5 Q & A	(24)
問い合わせ先	(27)

本書は、「平成13年3月8日付け医薬監麻発第227号」(麻薬研究者にかかる麻薬取扱いの手引き)を基本に、千葉県における麻薬及び向精神薬取締法の解釈及び同法に係る行政指導について記したものである。その他の国からの通知、行政実例等については(カッコ)で記した。更に、行政指導に該当する部分については(指導事項)、審査基準に該当する部分については(審査基準)と記した。

凡例

法＝麻薬及び向精神薬取締法

政令＝麻薬及び向精神薬取締法施行令

規則＝麻薬及び向精神薬取締法施行規則

住所・氏名＝自然人についてのもの

所在地・名称＝自然人以外(例：法人、施設等)についてのもの

行政指導＝千葉県行政手続条例に規定される行政指導

審査基準＝行政手続法に規定される審査基準

麻薬取扱い自己チェックリスト

1 麻薬取扱者免許（→本編 P15～）

- ☐ 麻薬研究者免許証を所持しているか。
- ☐ 免許証の記載事項（業務所・氏名・住所等）に変更は無いか。
- ☐ 免許証のき損・亡失は無いか。

2 帳簿（→本編 P4～）

- ☐ 帳簿は品目ごとに口座を設けてあるか。
- ☐ 帳簿に必要な項目があり、必要な事項を記載してあるか。
- ☐ 帳簿と保管庫内の麻薬と照合してあっているか。
- ☐ 閉鎖した帳簿は2年間保管されているか。

3 譲渡証（→本編 P10～）

- ☐ 譲渡証は2年間保管してあるか。

4 麻薬保管庫（→本編 P3～）

- ☐ 保管庫は業務所内にあるか。
- ☐ 保管庫は鍵をかけた堅固な設備か（ボルト等で固定された金庫か、又は重量金庫）。
- ☐ 保管庫には麻薬・覚醒剤以外の医薬品等を入れていないか。

※このチェックリストはあくまで簡易版なので、必ず「麻薬のしおり」の本編を熟読すること

第 1 麻薬研究者

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(20) 麻薬研究者 都道府県知事の免許を受けて、学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者をいう。

(23) 麻薬研究施設 麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう。

第 27 条 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 麻薬研究者が、研究のため施用する場合

第 66 条の 2 第 27 条第 1 項又は第 3 項から第 5 項までの規定に違反した者は、7 年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反をしたときは、当該違反行為をした者は、1 年以上 10 年以下の懲役に処し、又は情状により 1 年以上 10 年以下の懲役及び 300 万円以下の罰金に処する。

3 前 2 項の未遂罪は、罰する。

① 学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者は、その研究施設が所在する都道府県知事の麻薬研究者の免許を受けなければならない。

② ここでいう「学術研究」とは、医薬学上の研究に麻薬を使用することに限定されるものではなく、広義の学術研究と解される。（昭和 34 年 10 月 22 日 薬収第 551 号）

研究の具体例としては、次のものがある。

ア 医薬学上の研究に麻薬を使用する場合

イ 検出試薬としての一手段として麻薬を使用する場合

ウ 分析の標準品として麻薬を使用する場合

エ 麻薬原料植物の標本管理

オ 麻薬製剤の治験、健常者への臨床試験に麻薬を使用する場合

カ 吹き矢、麻酔銃等による野生動物の捕獲に麻薬を使用する場合

キ 動物の不動化に麻薬を使用する場合

ク 警察犬、麻薬探知犬等の訓練に麻薬を使用する場合

③ ジアセチルモルヒネの取扱い及び麻薬原料植物の栽培については、麻薬研究者が別途厚生労働大臣の許可を受ける必要がある（「第 2 8. ジアセチルモルヒネ及び麻薬原料植物」参照）。なお、ここでいう「栽培」とは、播種から収穫に至るまでの一切の育成行為をいう。

④ 同一県内の 2 つ以上の研究施設に勤務する場合には、主として研究に従事する施設を麻薬業務所として免許を受け、その他の施設を「従たる施設」として免許証に記載することになる。なお、「従たる施設」として免許証に記載する必要があるかどうかは、麻薬を取り扱った事実の発生により判断されるので、麻薬を取り扱う可能性があるだけでは「従たる施設」として記載する必要はない（ただし、取扱いの可能性がある場合に記載することは差し支えない）。

⑤ 麻薬研究者免許を受けることで、県内全ての麻薬研究施設で麻薬を取り扱うことができる。従って、免許証に記載が無い施設であっても、麻薬を取り扱うことは差し支えない。

ただし、麻薬を取り扱った場合には、免許証記載事項変更の届出義務が生じるので注意すること。（昭和29年7月31日 薬収第570号）

- ⑥ 同一の研究室、試験室等においてなされる研究について、主体的に事実上その研究を行う者にあつては教授、准教授、講師等の別にかかわることなく、個々に免許を要する。一方、大学等における学生等のように、単に主体的に事実上研究を行う者の補助者としてのその具体的指示に従って業務に従事している場合には、免許を取得することは擁しない。（昭和39年12月1日 薬麻第420号）

第2 取扱い

1. 管理及び保管

第33条

2 麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者とする。以下この節及び次節において同じ。）又は麻薬研究者は、当該麻薬診療施設又は当該麻薬研究施設において施用し、若しくは施用のため交付し、又は研究のため自己が使用する麻薬をそれぞれ管理しなければならない。

第34条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。

2 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（9）第33条又は第34条の規定に違反したとき

（1）管理

- ① 麻薬の管理とは、麻薬を自己の支配下におき、本来の目的以外の用途に用いられることのないよう、その譲り受けが行われた時点から払い出し、使用に至るまですべての取扱いについて掌握することである。具体的には、麻薬の譲り受け、保管、払い出しの掌握等をいい、これらは原則として麻薬帳簿を用いて記録することになる。
- ② 麻薬研究者は、麻薬の譲り受け、払い出しがあつた場合には速やかに帳簿に記載すること。また、定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行うこと。（指導事項）
- ③ 麻薬研究者が、麻薬探知犬等の訓練に際して、麻薬を空港旅客ターミナルビル等の検査場等に持ち出し、使用することは差し支えない。ただし、検査場へ持ち出す麻薬の量は最小限度とし、麻薬研究者は盗難、紛失等の事故防止のために常時監視を行い、管理を徹底すること。（指導事項 平成10年10月13日 医薬麻第1455号）
- ④ 治験麻薬については、麻薬研究者が治験を行う場合には、麻薬研究者本人が管理することになる。なお、麻薬である被験薬と対照薬との区別がつかない場合には、全てを麻薬として管理・保管することになる。（平成13年8月3日 医薬監麻発第953号）

（2）保管庫

- ① 麻薬研究者が所有し又は管理する麻薬は、その業務所内において、鍵をかけた堅固な設備（保管庫）内に貯蔵しなければならない。したがって、たとえ保管庫を設置した場合であっても、業務所外で保管することはできない。

- ② 当該研究施設を免許証の「従たる施設」として記載している麻薬研究者しかいない施設は、法律上の「麻薬業務所」とは認められない。従って、当該施設を主たる「麻薬業務所」とする麻薬研究者がいなければ、その施設において麻薬を保管することはできない。
- ③ 堅固な設備とは、ボルト等で固定されたスチール製金庫、又は容易に移動できない重量金庫をいう。
- ④ 業務所の事務机、ロッカー、引き出し等は、たとえ鍵がかかる場合であっても、麻薬保管庫とは認められない。（昭和57年4月20日 薬麻第241号）
- ⑤ 麻薬保管庫の設置場所は、盗難防止の観点から、人目につかず、関係者以外の者の出入りがない場所を選ぶことが望ましい。（平成13年3月8日 医薬監麻発第227号）
- ⑥ 麻薬保管庫内には麻薬と覚醒剤しか保管することはできず、向精神薬や覚醒剤原料等その他の医薬品と一緒に保管することはできない。したがって、仕切りや箱等を使用して、麻薬と他の医薬品とを区別できるようにしたとしても、麻薬を他の医薬品と同一の保管庫で保管することはできない。
- ⑦ 麻薬保管庫内には、現金、書類等も保管しないことが望ましい。これは、麻薬保管庫の開閉を必要最小限にするためである。（昭和31年1月19日 薬収第45号）
- ⑧ 麻薬研究施設に麻薬研究者が複数いる場合には、個々の研究者がそれぞれの研究に係る麻薬を、それぞれ別個に施錠できる堅固な保管庫において、保管することを要する。ただし、保管庫が1個であっても、その保管庫の内部に保管のための設備を個々に設ける場合は、差し支えない。（昭和39年12月1日 薬麻第420号）
- ⑨ 麻薬保管庫を増設したり、交換したりする場合の手続きは特に必要ないが、設備基準、指導事項等については既存の麻薬保管庫と同様である。

2. 帳簿

第40条 麻薬研究者は、当該麻薬研究施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- (2) 製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- (3) 第35条第1項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬研究者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

3 麻薬研究施設の設置者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載（あへん法第39条第2項の規定による記載を含む。）の日から2年間、これを保存しなければならない。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (11) 第40条第1項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき
- (12) 第40条第3項の規定に違反して、帳簿の保存をしなかったとき

第71条 第40条第2項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、6月以下の

懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

【施行規則】

第54条 法第40条第1項に規定する帳簿は、墨又はインキを用いて記載しなければならない。

麻薬帳簿については、以下のことに注意して、万年筆、ボールペン等で記載すること。なお、パソコンで帳簿を管理する場合は、パソコン上にデータを保存するだけでなく、定期的に印刷し保管すること。（昭和57年5月31日 薬麻第305号、平成3年6月13日 薬麻第522号）

- ① 麻薬研究者は、麻薬業務所に帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。
 - ア 譲り受け、譲り渡し（施用のための交付を含む。）または廃棄した麻薬の品名、数量、その年月日
 - イ 合成等により製造し、製剤し、又は研究のために使用した麻薬の品名、数量、その年月日
 - ウ 事故により届け出た麻薬の品名、数量、その年月日
- ② 帳簿は、最終記載の日から2年間保存しなければならない。
- ③ 麻薬の用途が一見して明確となるように記載することが望ましい。（指導事項）
- ④ 帳簿の記載は、受入・払出毎に行い、常に残量を明確にしておくこと。（指導事項）
- ⑤ 使用期限切れ等の理由により麻薬廃棄届を提出した場合は、県職員の立会により麻薬を廃棄するまでは、帳簿から差し引かないこと。
- ⑥ 必要に応じて補助簿を作成すること。なお、その場合、必ず本麻薬帳簿との整合性を保つこと。（指導事項）
- ⑦ 麻薬治験薬については、麻薬である被験薬と対照薬との区別がつかない場合には、それらを区別せずに帳簿に記載すること。（平成13年8月3日 医薬監麻発第953号）

帳簿記入例（指導事項）

- ア 帳簿は品目別に作成すること。
- イ 受入、払出のあった都度必ず記載すること。
- ウ 受入麻薬については、麻薬卸売業者名及び製品番号を記載すること。
- エ 払い出した場合は、その用途を備考欄に記載すること。
- オ 毎年9月30日締め年間届にあたっては、帳簿を締めてから年間届に転記すること。
- カ 自然増減量により、帳簿の記載と在庫量にズレがあることを確認したときは、秤量誤差訂正として帳簿にその旨記載し、立会人の署名、記名押印等を行うこと。
- キ 帳簿記入例において、「〇〇保健所 署名 □□□□」とあるのは保健所職員による署名を指しており、「立会者 署名 □□□□」とあるのは当該麻薬業務所従業員による署名を指している。なお、当該麻薬研究施設に勤務する職員が立会者となる場合には、署名のほか、記名押印等でも差し支えない。

品 名	ケタラール (200mg)			単 位	mL
年月日	受入	払出	残量	備 考	
2. 8. 18	2 0 0		2 0 0	〇〇株式会社（卸売業者）から購入。 製品番号××××××	
2. 12. 21		2 0	1 8 0	動物実験（ラット）	
3. 5. 30		1 0 0	8 0	3. 5. 27 付け第 123 号譲渡許可。 麻薬研究者〇〇〇〇へ譲渡。	
3. 8. 30		4	7 6	流出事故 3. 8. 11 事故届提出。（回収不可能分 4mL） 3. 8. 11 廃棄届提出。（回収分 6mL）	
3. 9. 15		6	7 0	3. 8. 30 廃棄届により廃棄。 〇〇保健所 署名 □□ □□	
3. 9. 30		1	6 9	秤量誤差による帳簿訂正（－1mL）。 立会者 署名 □□□□	

3. 年間届

第 4 9 条 麻薬研究者は、毎年 1 1 月 3 0 日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(1) 前年の 1 0 月 1 日に管理した麻薬の品名及び数量

(2) 前年の 1 0 月 1 日からその年の 9 月 3 0 日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(3) その年の 9 月 3 0 日に管理した麻薬の品名及び数量

第 7 2 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、2 0 万円以下の罰金に処する。

(2) 第 4 9 条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

年間届の作成にあたっては、次ページ「麻薬年間受払報告届出に係る注意事項」に留意すること。（指導事項）

手続き 年間届

- ・【別記様式 2 1】麻薬年間届

麻薬年間受払報告届出に係る注意事項

1 届出にあたっての注意点

- ・本届出は、麻薬及び向精神薬取締法の規定により、前年の１０月１日からその年の９月３０日までの麻薬の取扱状況を届け出るものです。
- ・麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬小売業者は当該施設における麻薬の取扱状況、麻薬研究者は自己の管理している麻薬の取扱状況を届け出ます。
- ・９月３０日時点での在庫麻薬がない場合で、かつ、当該一年間に取扱いが無いときは、品名の欄に「在庫無し」等と記載するか、又は品名、数量等の欄に斜線を引いて届け出てください。
- ・この届出は、定数保管の麻薬や、一年間使用せず保管してある麻薬、使用期限切れ麻薬についても対象ですので、全て記載もれのないよう報告してください。
- ・前年度提出分に誤り等があった場合には、正しい内容に修正したものを再提出願います。

2 記載上の注意点

項 目	注 意 点
麻薬業務所の所在地	○麻薬取扱者免許証から転記してください。
名称	○麻薬取扱者免許証から転記してください。
麻薬業務の種類	○自己の属する免許の種別を転記してください。
麻薬免許番号	○麻薬取扱者免許証から転記してください。
氏名	○麻薬取扱者免許証から転記してください。 ○麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者は、署名又は記名してください。 ○麻薬小売業者は、法人名及び代表者名を記名してください。
品名	○品目の名称及び含有量（濃度）を記載してください。（例、「MS コンチン錠（10mg）」、「ケタラル（500mg）」） ○単位あたりの含有量の異なる麻薬については、含有量ごとに別品目としてください。 ○年度途中で名称が変更された麻薬については、新しい名称に統一し、数量は旧名称分との合算を記載して下さい。
単位	○原末や散剤は「mg（ミリグラム）」とし、小数点第１位まで記載して下さい。 ○溶液は「mL（ミリリットル）」とし、小数点第１位まで記載して下さい。なお、記録がある場合は小数点第２位まで記載しても差し支えありません。 ○バイアル製剤は、１バイアルを複数の患者（患者）に使用している場合は「mL（ミリリットル）」として下さい。（１バイアルを１人の患者のみに使用している場合は「v（バイアル）」で構いません。） ○その他の剤形については、最小単位（錠，A（アンプル），枚，cap（カプセル），個，包，本など）として下さい。

項 目	注 意 点
期始在庫	○前年の10月1日時点の在庫量を記載して下さい。 ○新規免許、業務所移転、開設者変更等により前年の10月1日以降に免許を取得した場合は「0」と記入して下さい。
受入	○前年の10月1日からその年の9月30日までの1年間に譲受等した総数量を記入して下さい。 ・麻薬卸売業者から購入した量 ・免許の失効した施設から譲り受けた量 ・麻薬譲渡許可により譲り受けた量 ・液剤等において秤量誤差訂正により増えた量 ・原末から倍散を予製した際の倍散の予製量 ・新たに管理に属することになった量（研究者のみ） ・製造・製剤した量（研究者のみ） ○麻薬診療施設において、入院患者から返納され再利用とした分については、上記の量とは別掲で（ ）書きで記載して下さい。（調剤済廃棄とした分は計上不要です） ○麻薬小売業者において、麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた量を（ ）書きで再掲してください。
払出	○前年の10月1日からその年の9月30日までの1年間に譲渡等した総数量を記入して下さい。 ・患者に施用または施用のため交付した量 ・廃棄届により廃棄した数量（調剤済廃棄届による量は計上不要です。） ・事故届を提出した数量 ・麻薬譲渡許可により譲り渡した量 ・液剤等において秤量誤差訂正により減った量 ・原末から倍散を予製した際の原末の使用量 ・管理に属さなくなった麻薬の量（研究者のみ） ・研究のため使用した麻薬の量（研究者のみ） ○麻薬小売業者において、麻薬小売業者間譲渡許可により譲り渡した量を（ ）書きで再掲してください。
期末在庫	○その年の9月30日現在の在庫量を記載して下さい。 ○「期末在庫」＝「期始在庫」＋「受入」－「払出」となっていることを確認して下さい。
備考	○「受入」、「払出」において、麻薬卸売業者から購入したもの、患者に施用または施用のため交付したもの以外の事案について、その内容と数量を記入して下さい。 例. 「廃棄届：5錠」、「事故届：10A」 「秤量誤差（増加分）：5mL」

4. 譲り渡し及び譲り受け

第24条 麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

9 麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

10 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。

第26条 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者でなければ、麻薬を譲り受けてはならない。

3 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者は、第24条の規定により禁止される麻薬の譲渡しの相手方となってはならない。

第62条 同一人が二以上の麻薬営業者若しくは大麻草栽培者の免許を有する場合又は麻薬営業者若しくは大麻草栽培者が同時に麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中麻薬の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬診療施設を開設し、若しくは二以上の麻薬研究施設を設置する場合又は麻薬診療施設の開設者が麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

第66条 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第69条第4号若しくは第5号又は第70条第5号に規定する違反行為をした者を除く。）は、7年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、1年以上10年以下の懲役に処し、又は情状により1年以上10年以下の懲役及び300万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

(1) 譲り渡し

① 麻薬の譲り渡しについては、法令上厳しく規制されている。

② 麻薬研究施設の開設者は、厚生労働大臣の許可がなければ麻薬を譲渡することはできない（麻薬治験薬の譲渡・譲受、他の研究所への麻薬の譲渡等）。この譲渡許可の手続きについては、関東信越厚生局麻薬取締部が窓口となる。（巻末「問い合わせ先」参照）

③ 同一の開設者が複数の麻薬研究施設を開設している場合であっても、一つの麻薬研究施設で購入した麻薬を他の麻薬研究施設へ譲渡することはできない。

④ なお、免許失効により麻薬研究施設でなくなった場合は、他の施設に麻薬を譲渡することができ、手続きは「第3 6. 免許が失効した場合等の措置」を参照すること。

(2) 譲り受け

① 麻薬の譲り受けについても、法令上厳しく規制されている。

② 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者、大麻草栽培者以外の者は、原則として、麻薬を譲り受けることはできない。

③ 麻薬研究者が麻薬を購入できるのは、県内の麻薬卸売業者からに限られている。

(購入の際の譲渡証・譲受証については、「5. 譲受証及び譲渡証」参照。)

- ④ 同一の開設者が2つ以上の麻薬研究施設を開設している場合であっても、麻薬は、それぞれの施設ごとに購入しなければならない。
- ⑤ 麻薬研究者免許証の記載事項に変更が生じてても免許自体は無効とはならないので、免許証の記載事項変更届の手続き前又は手続き中に麻薬を購入することは違法ではない。

5. 譲受証及び譲渡証

第32条 麻薬営業者(麻薬小売業者を除く。)及び大麻草栽培者(次項において「麻薬営業者等」という。)は、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えでなければ、麻薬を交付してはならず、かつ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。ただし、第24条第10項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2 麻薬営業者等は、前項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該麻薬営業者等は、当該譲受証の交付を受けたものとみなす。

3 第1項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)は、当該交付又は提供を受けた者において、交付又は提供を受けた日から2年間、保存しなければならない。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役もしくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(6)第32条第1項の規定による譲受証の交付を受けないで、又はこれと引き換えないで麻薬を交付したとき

(7)第32条第1項の規定による譲渡証を交付しないで麻薬を交付したとき

(8)第32条第1項の規定による譲受証若しくは譲渡証に虚偽の記載をし、又は同条第3項に規定する電磁的記録に虚偽の記録をしたとき

(9)第32条第3項の規定に違反したとき

【施行規則】

第12条 法第32条第1項に規定する譲受証及び譲渡証は、それぞれ別記様式による。

2 前項の譲受証又は譲渡証は、譲受人又は譲渡人が押印した譲受証又は譲渡証とする。

第12条の2 法第32条第2項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1)電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 麻薬営業者等の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

ルに記録する方法

ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて麻薬営業者等の閲覧に供し、当該麻薬営業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第32条第2項に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあっては、麻薬営業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

（1）麻薬営業者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること

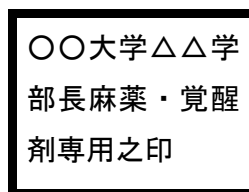
（2）ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること

3 第1項第1号の「電子情報処理組織」とは、麻薬営業者等の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第12条の3 法第32条第3項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第1項第1号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は同項第2号に掲げる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録されたものをいう。

- ① 麻薬研究施設の開設者は、麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者へ譲受証を交付し、麻薬卸売業者からは譲渡証の交付を受けて麻薬を譲り受けること。この場合、麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、同時交換でなければ、麻薬を受け取ることはできない。
- ② 譲受証は、譲受人が作成し押印しなければならない。この場合の譲受人とは麻薬研究施設の設置者等のことをいい、当該施設の設置者の職にある者（理事長、所長、学長等）のほか、当該施設において研究の責任を負う者（施設長、学部長、院長、研究施設管理担当役員等）をいう。また、印鑑は設置者の印（設置者等の代表者印、公印等）又は麻薬専用印を押印しなければならない。なお、この麻薬専用印の印影は特に定めはないが、それが麻薬関係の手続き専用でそれ以外には使用しないものであり、かつ、紛らわしくないものが望ましい。（指導事項）

※麻薬専用印の例：



- ③ 譲受証、譲渡証は2年間保存しなければならない。
- ④ 注射剤を譲り受ける際には、麻薬研究者と麻薬卸売業者の両者が立ち会い開封し、破損の有無を確認すること(指導事項)。破損品を発見した場合は、麻薬卸売業者が事故の届出をすること(「7. 事故」参照。)。この場合の麻薬譲渡証、譲受証、麻薬帳簿の処理は次のとおりである。

例：注射剤10A購入時に1A破損があった場合

麻薬譲渡証、譲受証の数量欄を9Aに訂正する(麻薬卸売業者の訂正印が必要)。

麻薬帳簿の受入欄に9Aと記入し、その備考欄に「1A購入時破損・麻薬卸売業者(△口株式会社〇〇〇営業所)から事故届出済」と記録する。

(昭和29年9月13日 薬麻第258号)

- ⑤ 麻薬卸売業者が研究施設に麻薬を販売する際に、適正な麻薬取扱者であることを確認するため、麻薬研究者免許証の提示を求めることがあるので、この際は免許証を確認させること。(指導事項)

6. 廃棄

第29条 麻薬を廃棄しようとする者は、廃棄する麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(4) 第29条の規定に違反して麻薬を廃棄したとき

廃棄に関する届出は、研究施設の設置者等が行う必要があるので、設置者等が記名すること。

- ① 麻薬を廃棄しようとするときは、原則として、あらかじめ麻薬廃棄届を提出し、麻薬取締員又は保健所の職員(以下「県職員」という)の立会いの下で廃棄しなければならない。手続きが完了するまでは従前通り管理、保管すること。なお、廃棄後は、県職員が麻薬帳簿に廃棄した旨記載し、併せて、署名又は記名押印をすることとなる。

- ② 上記①の対象となる麻薬の例としては、次のとおりである。

- ・期限切れ、変質、汚染等の理由で施用できなくなった場合
- ・業務廃止、設置者死亡などに伴い施用する見込みがなくなった場合
- ・流出事故等で一部滅失した麻薬のうち一部回収できた場合
- ・その他、施用する見込みがなく不要となった場合

- ③ 麻薬注射剤を施用した場合、施用残液の入ったアンプル又は施用後の空アンプルについ

ては、麻薬研究者は、他の職員 1 名以上の立ち会いの下、速やかにこれらを廃棄処分すること。また、廃棄後、麻薬帳簿の備考欄に廃棄数量を記載し、立会者が署名又は記名押印すること。なお、アンプル内の残液及び坐剤の施用残については、「施用に伴う消耗」と解され、廃棄届は不要である。（指導事項 昭和35年6月8日 薬麻第391号）

- ④ 廃棄方法は回収困難な方法でなければならない、具体例としては次のとおりである。
- ・錠剤、カプセル剤等：乳鉢、粉碎機等で粉碎後放流、又は焼却
 - ・坐剤、散剤等：湯等で溶解後放流（※坐剤は界面活性剤を混入する）、又は焼却
 - ・経皮吸収型製剤：ハサミ等で細断後廃棄物として廃棄、又は焼却
 - ・液剤、注射剤等：内溶液を放流
 - ・乱用防止製剤：粘着力の強いガムテープなどで錠剤を包み、錠剤が見えない状態にして通常の医薬品と同様に廃棄、または焼却
- ⑤ 廃棄の際に、併せて麻薬等の立入検査をする場合がある。（「第 4. 監督」参照）

手続き 麻薬廃棄届

- ・【別記様式 13】麻薬廃棄届

7. 事故

第 35 条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに当該麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、都道府県知事に届出なければならない。

第 71 条 第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、6 月以下の懲役若しくは 20 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- ① 麻薬の紛失、所在不明等があった場合は、業務所内の搜索、原因解明等の調査を尽くすこと。この調査の結果、明らかに事故であると判明した場合は、速やかに「麻薬事故届」を薬務課へ提出すること。なお、事故届の事項中「事故発生の状況」については、盗難又は所在不明の場合は詳細に記載すること。この場合、別紙を用いることは差し支えない。（指導事項 平成2年8月22日 薬発第852号）
- ② 事故届の届出義務者は麻薬研究者なので、個人が署名又は記名すること。なお、押印は不要とする。
- ③ 盗難の場合には、警察署に盗難届等を提出すること。（指導事項）
- ④ 液剤・注射剤については、こぼれたものをティッシュ等で拭きとった分についても回収したことにはならず、滅失扱いとなるので、事故届の提出が必要になる。
- ⑤ 手続きに不明な点がある場合には、速やかに県庁薬務課まで問い合わせること。
- ⑥ 事故の内容が紛失、所在不明、盗難等の場合は、事故調査及び立入検査を行うことがある。（「第 4. 監督」参照）

※事故発生状況の記載例

例 1

（事故発生状況）

令和4年4月3日午後1時30分頃、当院研究室において、助手×橋△郎が、麻薬研究者千葉二郎（免許番号第××××号）の指示により、ラットの動きを止める目的で、ケタラール（50mg）を注射するためにバイアルを開封しようとした際、誤って床に落とし破損してしまいました。

破損したバイアルは、直ちに回収し、事故を起こした当人に口頭で注意した後、保管しました。

手続き 事故届

- ・【別記様式16】麻薬事故届
- ・事故発生状況詳細（届出書の記載欄に書ききれない場合）

8. ジアセチルモルヒネ及び麻薬原料植物

第12条 ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬（以下「ジアセチルモルヒネ等」という。）は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。ただし、麻薬研究施設の設置者が厚生労働大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため、製造し、製剤し、小分けし、施用し、又は所持する場合は、この限りではない。

2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。

3 麻薬原料植物は、何人も、栽培してはならない。但し、麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため栽培する場合は、この限りでない。

4 何人も、第一項の規定により禁止されるジアセチルモルヒネ等の施用を受けてはならない。

第64条 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、無期若しくは3年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは3年以上の懲役及び1、000万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

第64条の2 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、10年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、1年以上の有期懲役に処し、又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

第64条の3 第12条第1項又は第4項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ等を施用し、廃棄し、又はその施用を受けた者は、10年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以上の有期懲役に処し、又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

(2)麻薬原料植物をみだりに栽培した者

2 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、1年以上の有期懲役に処し、又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

① ジアセチルモルヒネの取扱いについては非常に厳しい規制がかかっており、これを取り扱うためには、麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

② 麻薬原料植物の栽培についても非常に厳しい規制がかかっており、これを栽培するためには、麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

③ これらの許可手続きについては、関東信越厚生局麻薬取締部へ問い合わせること。（巻末「問い合わせ先」参照）

第3 免許申請等手続き

1. 免許申請

第3条 麻薬研究者の免許は都道府県知事が、麻薬業務所ごとに行う。

2 次に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。

(9) 麻薬研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者

3 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

(1) 第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者

(2) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者

(3) 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、当該違反行為があった日から2年を経過していない者

(4) 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(5) 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第5条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。

【施行規則】

第1条 法第3条第1項の規定により、麻薬研究者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式による申請書に、免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。

第1条の2 法第3条第3項第4号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第1条の3 都道府県知事は、麻薬取扱者の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

麻薬関係申請書類・届出の提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部薬務課麻薬指導班 あて

- ① 麻薬研究者に資格要件は無いが、既に千葉県内で麻薬研究者免許受けている場合は、既存の免許を業務廃止しなければ新規で受けることはできない。異動や転職により麻薬業務所を追加・変更する場合は、記載事項変更の手続きとなる。（審査基準）
- ② 麻薬研究者免許は、研究者個人が取得するものである。従って、申請者個人の署名又は記名が必要となる。なお、押印は不要とする。
- ③ 麻薬研究者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までである。なお、「免許の日」とは、免許の有効期間の始期の年月日をいう。（例：令和4年1月1日が有効期間の始期の場合には、その日から令和6年12月31日までが免許の有効期間となる。）
- ④ 免許の有効期間満了後も引き続き麻薬を取り扱う場合は、更新手続きとして、有効期間が満了する前に改めて申請をする必要がある。この場合、同様の申請内容であったとしても、新規申請と全く同じ書類を添付しなければならないので注意すること（特に診断書）。なお、更新手続きは、毎年10月頃から申請を受け付けている。
- ⑤ 診断書は、原則として発行後1ヶ月以内を目安とする。（指導事項）
- ⑥ 添付書類については上記④のとおり原則として省略は認められないが、同じ申請者が、麻薬施用者免許、麻薬管理者免許、又は麻薬研究者免許を同時に申請する場合の診断書については、一方に原本が添付されていれば他方はその写しでも差し支えない。ここでいう「同時に申請する場合」とは、同時に薬務課に提出された場合（郵送の場合は同封されたとき）をいう。なお、添付した写しには、どの申請書に原本が添付されているかを必ず記載すること。（指導事項）
- ⑦ 申請手数料は、千葉県収入証紙4,600円分を貼付して納めること（取扱場所：県庁中庁舎地下売店、県保健所（地域保健センター）、各市町村役場等）。
- ⑧ 申請者が罰金以上の刑に処せられ、執行の終了日（罰金の場合は納付日、執行猶予の場合は猶予期間満了日）から3年経過していない場合は、欠格事項に該当する。この場合は、欠格事項に該当したことに対する再発防止の意思及び反省の程度等により免許の判断をするため、申請書の該当箇所を「あり」とし、通常の申請書類のほか、罪、刑、刑の確定年月日、その執行が終了等した年月日、経緯、事実等、及び再発防止等についての誓約を記載した「誓約書」等を添付すること。（審査基準）
- ⑨ 精神機能の障害について、「専門家による判断が必要」と診断された場合は、業務への支障の有無により免許の判断をするため、専門医（精神科医、心療内科医等）が現在の症状、治療、業務への支障の有無等を診断し、診断書に記載すること。（審査基準）
- ⑩ 旧姓や通称（外国人）を用いる場合は、「本名（旧姓名・通称名）」と記載すること。
例：東京太郎が、旧姓である千葉太郎を用いる場合 → 東京太郎（千葉太郎）
- ⑪ 麻薬研究者免許を受けるためには、「学術研究上、麻薬を使用することが必要であるこ

と」が認められるものでなければならない。なお、ここでいう「学術研究」とは、広義の学術研究をいい、その内容が法の目的に反するものではなく、かつ、麻薬を必要とするものであることを確認することにより、免許の判断をする。これらを確認するため、申請者の履歴書、研究計画書、及び研究施設設置者の研究同意書を添付すること。

（審査基準 「第 1 麻薬研究者」参照。）

- ⑫ 麻薬保管庫が業務所内に設置されているか、麻薬保管庫としての要件に耐えられる設備が確認するため、申請書には、麻薬業務所（研究室）の平面図及び麻薬保管庫の立体図も添付すること。（指導事項）

手続き 免許申請（申請書類一覧）

- ・【別記様式 1－5】麻薬研究者免許申請書
- ・【別記様式 2】診断書（原則 1 ヶ月以内のもの）
- ・履歴書（学歴、職歴、研究成果等）
- ・研究計画書（具体的な研究内容、研究に使用する麻薬の用途、種類、量等）
- ・研究施設設置者の研究同意書（設置者又は施設長の押印（公印等）のあるもの。）
- ・麻薬業務所（研究室）の平面図（麻薬保管庫の位置を図示すること。）
- ・麻薬保管庫の立体図（かぎの位置、重量金庫かボルト止めか記載すること。写真可。）

※研究同意書の記載例

令和 年 月 日

研究同意書

千葉県知事 様

麻薬研究施設の設置者名 設置者
（又は施設長名）

〇〇（研究者氏名）が、△△（研究施設名）において、研究計画書のとおり研究を行うことに同意します。

2. 免許証の記載事項の変更

第9条 麻薬取扱者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に、都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があったときは、すみやかに免許証を書き替えて当該麻薬取扱者に交付しなければならない。

① 免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に麻薬取扱者免許証を添付して届け出なければならない。届出後、書き替えた免許証が交付される。

（例：研究者の住所又は氏名の変更、研究者の別の研究施設への異動、麻薬研究施設の所在地又は名称の変更等。）

② 届出書については、研究者個人が署名又は記名をすること。なお、押印は不要とする。

③ 麻薬研究者が、県内で2つ以上の麻薬研究施設で麻薬を使用することになった場合には、「従たる施設」を追加する記載事項変更届の手続きが必要になる。

④ 麻薬研究者が、異動や転勤等により麻薬業務所を追加・変更した場合は記載事項変更の手続きが必要になるが、麻薬研究者免許は無効とはならないので、書き替えた免許証が交付される前であっても麻薬を使用することは差し支えない。（昭和29年7月31日 薬収第570号）

また、麻薬の購入についても同様の取り扱いであり、書き替えた免許証が交付される前であっても、開設後直ちに麻薬を購入する必要がある場合等には、麻薬を購入することは差し支えない。

⑤ 麻薬研究施設の開設者が変更した場合であっても、麻薬研究者については免許証の記載事項に変更が無ければ記載事項変更届は必要ない。ただし、開設者が変更になると麻薬研究施設としては一度失効する形になるので「免許の失効時所有麻薬届」を提出するとともに、麻薬の在庫がある場合は、「免許失効による麻薬譲渡届」を併せて提出しなければならない。（「6. 免許が失効した場合等の措置」参照）

⑥ 市町村等の合併、併合、分割、区画整理等に伴って免許証の記載事項に変更が生じた場合には、変更届の提出は必要ない。ただし、変更届の提出を妨げるものではない。

（麻薬等関係質疑応答集Q60）

⑦ 結婚、帰化等で氏名が変更した場合で、変更後も旧姓や通称を用いるときは、変更後の氏名を「本名（旧姓名・通称名）」と記載すること。

例：千葉太郎から東京太郎への改姓の場合 東京太郎（千葉太郎）

⑧ 免許証の記載事項に変更が生じたが、免許証を紛失している場合は、免許証の再交付申請と併せて行うこと。（「3. 免許証の再交付」参照。指導事項）

手続き 免許証記載事項変更届

- ・【別記様式5-1】麻薬研究者免許証記載事項変更届
- ・麻薬取扱者免許証の原本

3. 免許証の再交付

第10条 麻薬取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。

2 麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に、都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

第75条 第10条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

- ① 麻薬研究者は、免許証をき損し、または亡失したときは、15日以内に免許証の再交付申請をしなければならない。
- ② 麻薬研究者にあつては、研究者個人の署名又は記名をすること。なお、押印は不要とする。
- ③ 免許証をき損した場合で申請が必要になるのは、知事印の箇所が破損したとか、免許証に記載された文字が相当程度に損傷し、判読不能になるなど、社会通念上、免許証としての性質が著しく損なわれるような事由のあった場合である。（審査基準）
- ④ 紛失の場合は、業務所、自宅等を搜索し、調査を尽くしたうえで再交付申請を行うこと。（指導事項）
- ⑤ 申請手数料は、千葉県収入証紙3, 200円分を貼付して納めること。
（取扱場所：県庁中庁舎地下売店、県保健所（地域保健センター）、各市町村役場等）
- ⑥ 免許証の再交付を受けた後、紛失した免許証を発見したときは、15日以内にその免許証を都道府県知事に返納しなければならない。この手続きについては、第8条（「4. 免許の返納」参照）の場合と同様である。
- ⑦ 免許証の記載事項に変更が生じたが、免許証を紛失している場合は、免許証記載事項変更届と併せて再交付申請を行うこと。（「2. 免許証の記載事項の変更」参照。指導事項）

手続き 免許証再交付申請

- ・【別記様式6-1】麻薬研究者免許証再交付申請書
- ・麻薬取扱者免許証の原本（き損の場合のみ）

4. 免許の返納

第8条 麻薬取扱者は、その免許の有効期間が満了し、又は第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に、都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

第75条 第8条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

- ① 免許の有効期間が満了したときは、15日以内に免許証を返納しなければならない。
- ② 届出書については、研究者個人が署名又は記名をすること。なお、押印は不要とする。
- ③ 免許の有効期間満了により免許が失効し、麻薬研究所でなくなった場合には、別に免許が失効した場合の手続きを行わなければならない。（「6. 免許が失効した場合等の措置」を参照すること）

- ④ 免許の有効期間内に異動や転職により麻薬の取扱いをやめる場合には、業務廃止の手続きとなる。（「５．業務廃止」参照。）

手続き 免許証返納届

- ・【別記様式４－１】麻薬研究者免許証返納届
- ・麻薬取扱者免許証の原本（有効期間の満了したもの）

５．業務廃止

第７条 麻薬取扱者は、当該免許の有効期間中に当該免許に係る麻薬業務所における麻薬に関する業務又は研究を廃止したときは、１５日以内に、都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

２ 前項の規定は、麻薬取扱者が第３条第２項各号の資格を欠くに至った場合に準用する。

３ 麻薬取扱者が死亡したときは、その相続人若しくは相続人に代って相続財産を管理する者は、１５日以内に、都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

第７２条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、２０万円以下の罰金に処する。

（１）第７条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）若しくは第３項の規定に違反したとき

- ① 麻薬研究者が、異動、転勤、死亡等の理由により当該麻薬研究所にいなくなった場合、又は研究を中止する場合等、免許の有効期間内に麻薬の取扱いをやめるときは、その事由が生じた日から１５日以内に、麻薬取扱者免許証を添付して届出をしなければならない。
- ② 届出書には、麻薬研究者個人の署名又は記名をすること。なお、押印は不要とする。
- ③ 麻薬研究者が死亡したときは、その相続人が届出をする必要がある。
- ④ 業務廃止により免許が失効し、麻薬研究施設でなくなったときには、免許が失効した場合の手続きとして、「免許の失効時所有麻薬届」を提出するとともに、麻薬の在庫がある場合は、「麻薬廃棄届」または「免許失効による麻薬譲渡届」を併せて提出しなければならない。（「６．免許が失効した場合等の措置」参照）

手続き 麻薬業務廃止届

- ・【別記様式４－１】麻薬研究者研究廃止届
- ・麻薬取扱者免許証の原本（有効期間の満了していないもの）

6. 免許が失効した場合等の措置

第36条 麻薬研究施設の設置者は、麻薬研究施設が麻薬研究施設でなくなったときは、15日以内に、都道府県知事に、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出なければならない者については、これらの者が届出事由の生じた日から50日以内に、同項の麻薬を麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者（同項の麻薬がジアセチルモルヒネ等である場合には、麻薬研究施設の設置者に限る。）に譲り渡す場合（麻薬研究施設の設置者にあつては、当該失効した免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る。）に限り、その譲渡し及び譲受けについては、第12条第1項、第24条第1項及び第26条第3項の規定を適用せず、また、これらの者の前項の麻薬の所持については、同期間に限り、第12条第1項及び第28条第1項の規定を適用しない。

3 前項の期間内に麻薬を譲り渡した者は、譲渡の日から15日以内に、都道府県知事に、その麻薬の品名及び数量、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

4 第1項及び前項の規定は、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代って相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者に準用し、第2項の規定は、これらの者が麻薬を譲り渡す場合の譲渡及び譲受並びにこれらの者の麻薬の所持について、準用する。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(10) 第36条第1項若しくは第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出に当たり、虚偽の届出をしたとき

第71条 第36条第1項若しくは第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

① 業務廃止届又は有効期間満了等により免許が失効し、麻薬研究施設でなくなった場合には、現に所有している麻薬の品名及び数量を、都道府県知事に、届出事由の生じた日から15日以内に届け出なければならない。

② 有効期間満了後も引き続き研究を継続するため、有効期間満了前に免許の手続きを行った場合には、この手続きは要しない。

③ 第36条第1項により届出をしなければならない者（上記①に該当する者）は、50日間に限り麻薬を所有でき、その間に業務所が所在していた都道府県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に対してのみ譲渡できる。

また、かかる譲渡を行った者は、その麻薬の品名および数量、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名または名称および住所を、譲渡の日から15日以内に届け出なければならない。

手続き 免許の失効時所有麻薬届

- ・【別記様式 18】免許の失効時所有麻薬届

手続き 免許失効による麻薬譲渡届

(免許失効時に在庫の麻薬があって、それを他の麻薬診療施設等に譲渡する場合のみ)

- ・【別記様式 19】免許失効による麻薬譲渡届

第4 監督

第50条の38 都道府県知事は、麻薬の取締り上必要があると認めるときは、麻薬取扱者、向精神薬取扱者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締員その他の職員に、麻薬業務所、病院等その他麻薬若しくは向精神薬に関係ある場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬、向精神薬若しくはこれらの疑いのある物を収去させることができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第54条

2 都道府県知事は、都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取締員を命ずるものとする。

5 麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、覚醒剤取締法、若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反する罪若しくは医薬品医療機器等法に違反する罪※1、刑法第2編第14章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行う。

- ① 千葉県においては、県職員が、随時麻薬業務所の立入検査を実施している。
- ② 麻薬取扱者については、法律上、麻薬の取扱いについて必要な各種の義務が課されているが、これらの遵守の状況について必要な調査、指導を行うため立入検査を行うものである。
- ③ 具体的には、麻薬取扱者免許証、帳簿の記載状況、麻薬の保管状況、その他麻薬の取扱いに関する事項について検査する。
- ④ 麻薬の立入検査に併せて、覚醒剤、覚醒剤原料等に係る許認可等を受けている場合には、これらの取扱いについても立入検査を行う場合がある。

※1：医薬品医療機器等法第八十三条の九、第八十四条第九号（名称、形状、包装その他の厚生労働省令で定める事項からみて医薬品医療機器等法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三の認証を受けた医薬品又は外国において、販売し、授与し、若しくは販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置を含む。以下この項において同じ。）をすることが認められている医薬品と誤認させる物品を販売し、授与し、又は販売若しく

は授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列をする行為に係るものに限る。）、第十九号（医薬品医療機器等法第五十五条の二の規定に係る部分に限る。）、第二十一号、第二十七号（医薬品医療機器等法第七十条第一項に係る部分については、医薬品医療機器等法第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に係る部分に限る。）及び第二十八号、第八十五条第六号、第九号及び第十号、第八十六条第一項第二十五号及び第二十六号並びに第八十七条第十三号（医薬品医療機器等法第六十九条第四項及び第六項（医薬品医療機器等法第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に該当する疑いのある物に係る部分に限る。）並びに第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る。）及び第十五号（以下この項において「第八十三条の九等の規定」という。）並びに第九十条（第八十三条の九等の規定に係る部分に限る。）の罪に限る。

第5 Q & A

問1 県内で麻薬研究施設を移転するが、どのような手続きが必要か？

（回答）

麻薬業務所が変わるので、麻薬研究者免許については免許証記載事項変更届の手続きが必要になります。また、従前の麻薬研究施設としては一度失効する形になるので「免許の失効時所有麻薬届」を提出するとともに、麻薬の在庫がある場合は、「免許失効による麻薬譲渡届」を併せて提出してください。（法第9条第1項、法第36条第1項、第2項、第3項）

問2 譲受証に押印する印は、研究施設設置者が法人の場合、法人の代表者印でなければならぬか。

（回答）

研究施設の開設者が法人の場合、麻薬譲受証には、法人の代表者印又は研究施設の施設長等の公印を押印してください。（昭和28年4月17日 発薬第82号）

これらの印に代えて、麻薬専用印を作成し、それを用いても差し支えありません。

問3 モルヒネ塩酸塩水和物原末5gを誤って床に落とし、飛散させてしまった。急いで回収したが、一部は回収できなかった。この場合、どのような手続きが必要か？

（回答）

回収できた分については、汚染されているため使用できないことから、麻薬廃棄届を提出後、県職員の立会いの下、廃棄することとなります。回収できなかった分については、別途麻薬事故届を提出してください。（法第29条、法第35条）

問4 同一の研究施設において麻薬研究者が複数いる場合には、麻薬や帳簿の管理はどうしたらよいか。また、この場合の年間届の書き方はどうしたらよいか。

（回答）

原則として、各研究者がそれぞれ別個に麻薬の管理を行うこととなりますが、当該施設における麻薬の管理に責任を持つ者を定め、その者が一括して管理することは差し支えありません。その場合、年間届については、上記の者が管理する麻薬として報告し、他の研究者については在庫なしとして報告することとなります。（法第33条、昭和39年12月1日 薬麻第420号 平成13年3月8日 医薬監麻発第227号）

問5 麻薬研究者が、県外への異動、退職等により業務廃止するが、引き続きこの麻薬研究施設で研究を継続したい場合にはどうしたらよいか。

(回答)

①麻薬研究施設に麻薬研究者が複数在籍する場合

業務廃止をする麻薬研究者は、帳簿を閉鎖し、麻薬研究施設設置者へ引き渡します。残留する別の麻薬研究者が在庫の麻薬を引き継ぐ場合には、新たに帳簿を作成することとなります。

②麻薬研究施設に麻薬研究者が一人しかいない場合

別の研究者が研究を引き継ぐ場合には、業務廃止により免許が失効する前に、その者が新規で麻薬研究者免許申請を行ってください。免許後は、上記①の手続きと同様にしてください。

(平成13年3月8日 医薬監麻発第227号)

問6 麻薬成分を含有しないマジックマッシュルームの菌系の取り扱いはどのようにしたらよいか。

(回答)

一般に、きのこ類の孢子や菌糸は、麻薬成分であるサイロシン又はサイロビシンを含有しないので麻薬及び麻薬原料植物に該当しません。しかしながら、育成によってこれらの麻薬成分を含有するおそれがあるので、麻薬研究者免許を取得し、麻薬に準じた取扱いをすることが望まれます。(指導事項)

なお、成長したマジックマッシュルームであっても、麻薬成分が含有されていなければ、麻薬及び麻薬原料植物には該当しないので、法の適用の対象外となります。

問7 県外で麻薬研究者免許を有する研究者が非常勤として勤務することになったが、この場合の手続きはどうしたらよいか？また、複数の県で麻薬を研究に使用する場合の手続きはどうしたらよいか？

(回答)

麻薬研究者は都道府県知事が免許することとなっているので、それぞれの都道府県で、免許を受けなければなりません。従って、例えば、千葉県外に「主として研究に従事する麻薬研究施設」があり、千葉県内では非常勤として勤務していたとしても、千葉県内においては「主として研究に従事する麻薬研究施設」としての取扱いとなるので、新規での申請が必要となります。逆の場合も同様となります。(法第3条)

問8 研究所を閉鎖する場合の手続きはどうしたらよいか？

(回答)

麻薬研究者免許については、業務廃止の手続きとなります。

また、業務廃止によって麻薬研究施設ではなくなるので、「免許の失効時所有麻薬届」を提出してください。なお、麻薬の在庫がある場合には、麻薬研究者免許が失効してから50日以内に、廃棄届による県職員の立ち会いの下で廃棄をするか、県内の麻薬取扱者へ「免許失効による麻薬譲渡届」の手続きにより譲渡しなければなりません。(法第7条、法第36条)

問9 業務廃止したいが、免許証を紛失した場合はどのようにしたらよいか。

(回答)

業務廃止届には免許証の原本を添付することとなっていますが、添付すべき免許証を紛失した場合には、業務廃止届のみを提出してください。その際に、業務廃止届の余白に「免許証紛失」と記載して下さい。なお、免許証が発見された場合には速やかに返納してください。

(法第7条)

問い合わせ先

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
千葉県健康福祉部薬務課 麻薬指導班	260-8667	千葉市中央区市場町 1 - 1	043 (223) 2620
習志野保健所	275-0012	習志野市本大久保 5 - 7 - 1 4	047 (475) 5151
市川保健所	272-0023	市川市南八幡 5 - 1 1 - 2 2	047 (377) 1101
松戸保健所	271-8562	松戸市小根本 7	047 (361) 2121
野田保健所	278-0006	野田市柳沢 2 4	04 (7124) 8155
印旛保健所	285-8520	佐倉市鎭木仲田町 8 - 1	043 (483) 1133
香取保健所	287-0001	香取市佐原イ 9 2 - 1 1	0478 (52) 9161
海匝保健所	288-0812	銚子市清川町 1 - 6 - 1 2	0479 (22) 0206
八日市場地域保健センター	289-2144	匝瑳市八日市場イ 2 1 1 9 - 1	0479 (72) 1281
山武保健所	283-0802	東金市東金 9 0 7 - 1	0475 (54) 0611
長生保健所	297-0026	茂原市茂原 1 1 0 2 - 1	0475 (22) 5167
夷隅保健所	299-5235	勝浦市出水 1 2 2 4	0470 (73) 0145
安房保健所	294-0045	館山市北条 1 0 9 3 - 1	0470 (22) 4511
鴨川地域保健センター	296-0001	鴨川市広場 8 2 0	04 (7092) 4511
君津保健所	292-0832	木更津市新田 3 - 4 - 3 4	0438 (22) 3743
市原保健所	290-0056	市原市五井中央南 1 - 2 - 1 1	0436 (21) 6391
関東信越厚生局麻薬取締部	102-8309	東京都千代田区九段南 1 - 2 - 1 九段第三合同庁舎 1 7 階	03 (3512) 8688

麻薬のしおり

(研究施設用)

平成 21 年 6 月 発行

平成 24 年 3 月 改訂

平成 28 年 8 月 改訂

令和 4 年 4 月 改訂

令和 7 年 1 月 改訂

発 行 千葉県健康福祉部薬務課

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町 1 番 1 号

電話 043-223-2620